

平成25年8月の福知山花火大会の火災を踏まえ、茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例が改正されます。これにより平成27年4月1日から、祭礼、縁日、展示会、花火大会その他の多数の者の集合する催しで火を使用する器具等を使用する露店等を開設する際には「露店等の開設届出書」の届出が必要になります。

また、大規模な催しは、[指定催し]として指定され、主催者による「火災予防上必要な業務に関する計画届出書」の届出が必要となります。

火を使用する器具等（対象火気器具）とは？

例：ガス調理器、ガスコンロ、電気コンロ、携帯発電機、移動式ストーブ等

催し会場で露店等を開設する場合

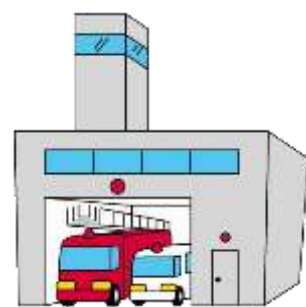


露店開設者・代表者

- ① 露店等の開設届出書の作成
- ② 消火器の準備

③ 露店等の開設届出書を
露店開設の3日前までに提出

④ 現地確認・防火指導



所轄の消防署

※「露店等の開設届出書」は所轄の消防署にあります。

指定催しを開催する場合

消防長



- ① 指定催しとして指定
- ② 大規模な催し的主催者と協議

<指定催しの要件>

主催する者が出店を認める露店等が
100店舗以上出店する催し

指定催し的主催者



⑤ 作成した計画届出書を
指定催しの14日前までに提出

⑥ 現地確認・防火指導



所轄の消防署

- ③ 防火担当者の選任
- ④ 火災予防上必要な業務に関する計画届出書の作成指示（作成者：防火担当者）



消火器の設置が
義務化されました。

※「火災予防上必要な業務に関する計画届出書」は所轄の消防署にあります。

○催しに関する問い合わせ先

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

消防本部予防課 0280-47-0129

下妻消防署

0296-43-1551

古河消防署

坂東消防署

0280-47-0119

0297-35-2129